

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第60号

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則
(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第11条中「し、これに署名押印」を削る。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」及び注3を削る。

第4号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第5号様式中「㊟」及び注3を削る。

第5号様式の2、第5号様式の3、第5号様式の5及び第5号様式の6中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第5号様式の7中「㊟」及び注を削る。

第7号様式中「㊟」及び注3を削る。

第8号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第11号様式中「㊟」を削る。

第12号様式及び第13号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

(香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年香川県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」及び注4を削る。

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県立自然公園条例施行規則(平成3年香川県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第1号様式の2中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第2号様式中「㊟」を削る。

第2号様式の2中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第3号様式中「㊟」及び注を削る。

第4号様式中「㊟」を削る。

第4号様式の2から第23号様式の3まで、第23号様式の5及び第23号様式の6中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第23号様式の7中「㊟」及び注を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成12年香川県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第14条中「し、これに署名押印」を削る。

第1号様式及び第3号様式中「㊟」及び注を削る。

第4号様式中「㊟」の欄及び注を削る。

第5号様式及び第6号様式中「㊟」及び注を削る。

第7号様式及び第8号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第9号様式中「㊟」及び注を削る。

第10号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第11号様式中「㊟」及び注を削る。

第12号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第13号様式中「㊟」及び注を削る。

第14号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第15号様式及び第16号様式中「㊟」及び注を削る。

第17号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

(みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部改正)

第5条 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則(平成15年香川県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」及び注5を削る。

第3号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第4号様式中「㊟」及び注を削る。

第5号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第6号様式及び第7号様式中「㊟」及び注を削る。

第8号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

(香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則(平成18年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「し、これに署名し、又は記名押印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。